

子 総発 0320 第 3 号
社援基発 0320 第 2 号
障 障発 0320 第 1 号
老 総発 0320 第 1 号
平成 30 年 3 月 20 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省子ども家庭局総務課長

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

厚生労働省老健局総務課長

（公 印 省 略）

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」
の一部改正について

社会福祉法人の会計処理については、「社会福祉法人会計基準」（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成 28 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 15 号・社援発 0331 第 39 号・老発 0331 第 45 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（平成 28 年 3 月 31 日付け雇児総発 0331 第 7 号・社援基発 0331 第 2 号・障障発 0331 第 2 号・老総発 0331 第 4 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局総務課長連名通知）により定めているところであるが、今般、「社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令」（平成 30 年厚生労働省令第 25 号）により、退職共済事業等に係る会計処理の明確化のため、新たな勘定科目が追加されたことに伴い、当職通知について別添のとおり改正し、本年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

ただし、平成 29 年 4 月 1 日から本年 3 月 31 日までの間に開始する会計年度に係る計算関係書類等の作成については、原則として、本通知による改正前の当職通知（以下「旧

通知」という。)を適用するものとするが、個別の社会福祉法人の事情に照らし、旧通知又は改正後の当職通知のいずれかによることとして差し支えないので、その旨申し添える。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、貴管内社会福祉法人に対し周知徹底を図るとともに、都道府県におかれては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対し周知を図るようご配慮願いたい。